

死刑廃止論

Advocacy of the abolition of capital punishment

丸山 征秀

目 次

- I 死刑廃止の背景・理由
 - 1. 主な廃止理由
- II 死刑廃止に関する主張
- III 誤判について
 - 1. 制度上、法規範上の問題として誤判を捉え、解決するには
 - 2. 現実的な問題として誤判を捉え、解決していくには
- IV 終わりに

I 死刑廃止の背景・理由

凶悪犯罪が増え、死刑による抑止力が必要とされているが、死刑よりもかえって重無期徒刑や終身刑のほうが被告人には酷であり、こちらのほうが抑止力があるのではないか。また、人を殺したるものは厳罰に処すべしという国民の法的確信、社会の応報観、あるいは被害者の親族の期待感・満足感、見方によると死刑だけがこれらを満足させられるのではないかと思われがちだが、私はそのようには思わない。これは継続的に、また随時に満足させられなければならないものであり¹、この点からすると重無期徒刑や終身刑のほうがこれらを満足させることができるのである。死刑を執行すると、一挙にこれらに対する 100% の満足感を与えることができそうに錯覚しがちだが、それは間違いである。

一時的な苦しみで終わる死刑と違い、アナログな「苦痛の総量」なる指標によって、継続的に、そして随時にこれらを満足させることができる重無期徒刑や終身刑のほうがこれらの感情等に対応するのに適しているのではないかと思う。

1. 主な廃止理由

¹ 三原憲三『死刑存廃論の系譜』127頁（成文堂、第六版、2008年）、団藤重光『死刑廃止論』4頁、315頁、328頁、477頁（有斐閣、第六版、2000年）、他多数。

- (1)誤判を理由とする廃止論
- (2)被害賠償を論拠とする。重無期刑であれば加害者に被害者家族の救済をさせることができる。²
- (3)権力を持って人間を殺すことが是か非か。
- (4)死刑の応報的性質。犯罪防かつに効果的であるか否か。死刑に威嚇力がない。
ほとんどは激情に駆られてか、性愛的な理由で殺人事件を起こすのだから、確実に犯行が発覚し、刑が執行されて死刑にされるとしても、死刑に処されることを意識しながら犯行に及ぶことはほとんどない。ここが、死刑に威嚇力がないと考えられるポイントである。そのほか、経済的な要因により犯罪は行われることを考えると、死刑に威嚇力がないことは明白である。また、死刑執行の人々にあたえる影響は一時的・限定的であることから、死刑には威嚇力がないと言わざるを得ない。犯罪の発生を威嚇するのは刑罰の軽重だけではなく、犯罪の発生の確実性と、刑事訴追の確実性、及びそれに対する処罰の迅速性であるといえる。
- (5)執行後に残った家族の問題。死刑は、特に加害者の家族に対して重荷を課する。
- (6)死刑存置に対する民族的確信はない。『人を殺したるはその生命を奪われるべし』といった国民的法的確信などあるのか。
- (7)憲法でいう「残虐な刑罰」にあたるのではないかという疑義が生じている。死刑は一般人に残忍性を流布し、人命を軽視する結果を生む。
- (8)死刑執行は、国家（行政）の刑執行継続（自由刑を継続するという意味において）の放棄、つまり受刑者の更生・教育の放棄を意味することになる。怠慢や逃げと言ってもよい。優生学の見地や、費用削減の観点から死刑執行は有効であると言われるが、この点を考慮し、死刑執行の有効性を論じること自体が逃げなのである。
- (9)優生学の見地から、更生不能の者を殺してよいのか。ヒューマニズムを無視している。更生開始の可能性があるかぎり刑の執行を継続すべき（自由刑を継続するという意味において）である。死んでしまうと更生の機会が一切奪われてしまう。刑罰の本質が、人間改造の機会を与えることにあることを理解していない者が言うことである。
- (10)死刑は復讐を基礎とするもので、改善主義の理念に反する。
- (11)世論調査は、世論を正しく反映していない。世論調査を行うなら、死刑存置派と死刑廃止派両方の意見を反映させた上で行うべきである。また、生命の剥奪という重大問題を数のみで決することは妥当ではない。
- (12)死にたいために死刑を受ける。そのために犯罪を犯すことは許されない。刑事行政の私物化である。加害者の死ぬ権利は認めるべきではない。また、死刑がなければ

² 三原・前掲注(1)234 - 243 頁。

- ば、死刑によって死ぬことを目的に行われる犯罪を減少させられる。
- (13) 国家が殺人を禁じていることと矛盾する。
- (14) 殺人事件で起訴される被告人のうち、死刑判決が確定する被告人が実際には少ないため、現制度では殺人被害者の遺族のうち、死刑による感情回復や、加害者の贖罪を受けることのできる者は少ない。
- (15) 死刑囚に対して、被害者の遺族が死刑を執行しないよう法務省に求めても、死刑は執行されており、これは被害者遺族の感情を回復するどころか傷つけている。

II 死刑廃止に関する主張

死刑廃止は、加害者重視・被害者軽視であるという批判に対しては³。→死刑廃止後は、行政府は犯罪行為者の更正対策等を中心に実施することになり、一定の人々が加害者重視と批判することが予想される。しかしながら、犯罪被害者等基本法⁴が2004年に成立し、犯罪被害者等（被害者並びにその家族と遺族）が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援し、及び犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするための施策（犯罪被害者等のための施策）をとることを国および地方公共団体の責務として規定した。また、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、国及び地方公共団体が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならないことを国民の努めなければならない責務として規定している。例として、被害者に対し、犯罪による被害を受けた後の心のケア等の対策を実施したり、また、被害者やその家族への賠償を行うことがあげられる。これらによって、この批判をかわせる。⁵さらに、2007年の刑事訴訟法の改正により、刑事裁判への犯罪被害者の参加制度が導入され、犯罪被害者の刑事裁判への参加という道を大きく開いたものとしてこれは大変意義深いものである。

どんなに悪いことをした悪人でも、その後この世の中において生きていく中で、世のため人のために役に立つ、あるいはプラスになることをするかもしれない。加害者を死刑に処するのは、人道的に反するだけでなく、加害者からこのような仕事をする機会を奪い、また加害者に自分なりに人生を全うしてもらい、その中で常に被害者への償いをする機会を奪ってしまうことになる。自分自身や社会のために仕事をしながら被害者を弔い、敬い、償う。被害者やその家族には失礼な言い方かもしれないが、「被害者の分まで人生をまっとうした」言えるのではないか。近年の全世界的な経済的閉塞感を打ち破るために、イノベ

³ 三原・前掲注(1)148頁。

⁴ 平成16年12月8日法律第161号 犯罪被害保護

⁵ 三原・前掲注(1)234 - 243頁。

イティブな能力を発揮する人材が求められており、イノベーションを起こすためには、一人でも多くの人間が様々なことにチャレンジすることが必要とされている。極端な言い方になってしまうが、このような犯罪の加害者に対しても、チャレンジすることが求められており、またチャレンジする権利があるといえるのではないか。また、イノベーションによって発生した利潤をもとに、前述の被害者やその家族への賠償というものの実効性を高めることもできるのである。

もしその加害者が、他人に迷惑ばかりかける最低の人間で、最低の人生を送り、被害者家族の気持ちを逆なでするようなことがあっても、その後改心すれば、加害者なりに被害者に対する償いをいつでも行えるのである。死刑に処してしまったらそれで終わりなのである。加害者が苦しんでいることも、また被害者を償っているかもわからないのである。もっと極端に、加害者が更生されることなく一生を刑務所で終えても、そのような駄目人間であっても、更生はできないとあきらめて死刑を執行するのではない。そのように一生を終えたとしても、それはそれでよいのではないか。国家として加害者を更生させようと努力し続けることで、あきらめないそのような姿勢をこの世の中に対して見せることができ、それ自体が大切なのではないかと考える。

死刑は死を意識しながら、すなわち死ぬことがわかってから死ぬことになる。通常は不治の病を宣告されて死に至る場合以外にはありえない。死刑囚に対してだけこのような犠牲を強いる権利が国家にあるのだろうか。たとえ人命を奪った凶悪な犯罪者であっても人権はあるのである。また、このような状況に追い込んで、人生を無駄に過ごさせてしまうのは社会全体の損失となるのではないか。(逆に、精神的に強く、一生懸命残された人生を有意義に過ごすことができる人がいるが、このような人はまれである) 以上死刑廃止に関する主張と題し、死刑は廃止すべきであることを主張しておく。

III 誤判について

また、誤判についてここで述べておきたい。死刑の主な廃止理由としても前章の I で挙げており、また誤判によって誤って死刑を執行され、人生を台なしにされる人を一日も早くなくすためにここで言及する。制度上、法規範上、さらに現実的問題として誤判が発生せざるを得ない状況に現在ある。

1. 制度上、法規範上の問題として誤判を捉え、解決するには

例えば、刑事裁判で利用できる証拠の範囲には限界がある。人権侵害を防止する観点から適正手続を重視した結果、証拠として法廷に出すことを禁じられたものがあるが、もっと真相の究明を重視すべきである。すべての事件の記録を、弁護人が裁判所に行けばいつでも閲覧できるようにすべきである。その案件に関する証拠をすべて持っている検

察庁が、証拠の提示に関してまで、すべて自らの裁量で決めるべきではない(弾劾的捜査観の重視)。十分な弾劾能力を備えた被告人側による検察官主張立証の徹底的な弾劾の機会の保障である。それは、捜査機関の活動(国民のための真相の究明)と被疑者その他関係者の人権との最も合理的な調和点を求めるということにもなってくる。犯罪を解決して国民の安全な生活を守るためには、捜査機関が犯人を効率よく的確に検挙し、証拠を収集できなければならない。ところが、犯罪はその性質上隠密に行われることが多いので、捜査は容易ではない。人権侵害を伴う危険のある強制処分はある程度、捜査には不可欠である。ただ、その濫用により人権侵害を起こしてはならない。捜査は常にその必要性と人権保障との合理的な調和を全うしつつ適正に行われるようにしなければならない。

→任意捜査の原則・強制処分についての令状主義の採用。

主に誤判を防ぐ手立てとして、現状では下記のような制度がある。

(1)強制、拷問等による自白の証拠能力を否定する形で、間接的に自白の強要を防止している。(憲 38 条、刑訴 319 条)

(2)起訴状一本主義

検察官に事件について予断を生じさせるおそれのある書類その他のものを添付し、又はその内容を引用してはならない。

(3)証拠開示

被告人が主張することを予定していることに関する証拠を検察官が持っている場合、その開示を求めることができる。

(4)証拠裁判主義(刑訴 317 条、)

事実の認定は証拠に基づくものでなければならないとしている。

※ここでいう証拠とは、どんな証拠でもよいというのではなく、原則として、

①法廷に出すことが許されている証拠(証拠能力のある証拠)で、

②認定に役立つものであり(証明力(その証拠の信用性と、証拠と事実との間の関連性の大きさによって決まる)があり)、

③法律の定めた証拠調べの手続きを経た証拠でなければならない→違法収集

証拠排除

ことを意味する。

裁判における事実認定のために使うことが許される場合を「証拠能力がある」という。証拠能力に関する一般的な規定は、刑事訴訟法には存在しない。誤判を招くおそれのある単なる噂、想像、意見のようなものは証拠能力を欠き、また、違法に集められた証拠も証拠能力が否定される場合がある。そして、証拠能力に関する最も重要な定めが、

①伝聞証拠の排除と、

②自白法則(任意性を欠く疑いのある自白を排除する。憲法 38 条 2 項は、「強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない」と規定している。その自白が真実であると判明しても、証拠となし得ないのである。)なのである。

(5)補強法則

被告人を有罪とするには、自白だけではダメなのである。このように自白しか証拠がない場合は有罪となしえないことを補強法則と呼ぶ。被告人に不利益な唯一の証拠が第三者の供述であれば、そのみで被告人を有罪とすることができるのに、何故自白に限って補強証拠を必要とするのか。それはまず、自白は犯罪体験者の告白として過大に評価される危険があるからなのである。そのために、自白は、歴史的にも証拠の中で最も重んじられてきたのであるが、他方で、任意性のない虚偽の自白によって誤判を招いた例も少なくなかった。第三者の供述であれば反対尋問の機会があるのであるが、自白にはその機会がないのである。

以上、誤判を防ぐための制度をいくつか挙げたが、それでも現実には誤判は発生している。他のため、更に下記の解決策を実施することを提示する。

(6)取調べの全面可視化

今後の課題は、取調べの際に人権侵害や心理的影響が生じるのを防止しうる方法をいかに合理的な形で実現していくのにかにある。そのために下記の制度の採用を提示する。全面可視化の実現には、もちろん被告人の弁護を担当する弁護人の質的な向上や、弁護人側の体制の整備が必要であるのはいうまでもない。

①刑事手続きのどの段階からどの段階までを録音録画を義務づけるかの確定。

(この義務に違反があった場合の録音録画物の証拠能力といった手続き問題も同時に発生することに言及しておく)⁶

②取調べ時間の制限

③被疑者の同意の有無

④弁護人の立会い

大切なことは、捜査目的を過度に阻害しないもので、しかも導入容易なものが選択されなければならないということである。

(7)全面的な資料開示義務の法制化

弁護人に「検察が持っている資料を全部見せてくれ」と要求できる規定がないことが現在問題であると考え。したがって、検察官の手持ち証拠を全部弁護側に見

⁶『法律時報 2011 年 2 月号』9 頁 (日本評論社、2011 年)。

せる義務を規定化すべきである。プライバシー等の人権擁護、あるいは適正な裁判進行を踏まえ、開示された証拠を見た弁護人には守秘義務を課すべきであるのは当然である。

(8)被疑者取調べの適正化

被疑者が、弾効力を実質的に保持できるように、被疑者を捜査機関による取調べの客体としての地位から切り離す必要がある。⁷被疑者を精神的に消耗させてしまえば、検察官の主張にいくら争うべき点があっても、検察官の主張立証のなすがままに流されてしまい、検察官の主張の弱点を明らかにすることはできない。そうすると、弁護人が現実に行える防禦活動も限定されてしまう。被疑者取調べの適正化実現のためには下記の三つが必要である。

① 被疑者の取調べ受忍義務の否定

憲法38条1項が包括的な黙秘権を認めていることと取調べ受忍義務を肯定することは整合しない点、あるいは逮捕・勾留といった身柄拘束は取調べを目的とするものではない点、また検察官、検察事務官又は司法警察職員等から求められて、取調べ室に出頭・滞留する義務はあるとしても、取調べに応じる義務はないと考えられる点から、被疑者は取調べに応じる義務はないと考える。

② 黙秘権の実効的保障

実際には黙秘権を貫くことは至難の技であり、黙秘している事実が他の証拠から裏付けられたことで口を開いたり、中には警察の強引な取調べの前に屈してしまう場合もあるとされている。このことから、被疑者が取調べの開始前や途中で実際に黙秘をしている等、黙秘権を行使していると判断できる状況であれば、その黙秘をしている事柄に関しては、強引な取調べを中止する等の処置を確実に実施できるようにすべきである。

③ 客観的証拠や科学捜査の重視

主観的な思い込みや勘に頼って捜査を進めようとする、捜査にゆがみが出てくる。その一つの対策として、誤鑑定を防ぐために、原則として複数のものに鑑定を依頼することを義務付けることが挙げられる。

(9)直接主義・口頭主義(裁判所自らが、公判廷で証拠や証人を直接調べて評価し、当事者の口頭弁論に基づいて裁判をするという原則)の実質化⁸

調書が心証形成の中心に据えられることによって、捜査機関が捜査段階での供述証拠の収集に腐心し、不可避免的に取調べが糾問的・密行的になってしまうのを避ける意味合いがある。糾問的・密行的な取調べは、被疑者が任意性を奪わ

⁷ (前掲注(8)「法律時報」、P45)

⁸ (前掲注(8)「法律時報」、42-43頁)

れた中での供述を強要することとなり、苦し紛れに行った虚偽供述がそのまま裁判官の心証形成に結びつくために、誤判・冤罪を引き起こす可能性が高くなってしまふ。

(10)裁判所、検察、及び警察の民主化

裁判所、検察、及び警察の組織的機構そのものを民主的なものに改革しなければならない。それぞれの組織の運営を、一般国民に一部委ねたり、監視・統制させることで、糾問的で閉鎖的な刑事手続きの構造を改め、またその遂行を止めさせることができる。また、これをきっかけに、裁判官、検察官、及び警察官に、市民としての権利を十分に保障し、また独立性を保つことで、市民社会の一員として共通の人権意識や生活感覚を持たせることができる。そして、そのことが冤罪・誤判を防止することにつながる。

①裁判所の民主化

裁判官が法令や良心、あるいは人権感覚や市民感覚等によってのみ判決を下すためには、裁判官の独立性を保持することが必要となる。そのためには、エリート的な司法官僚によって握られている司法行政、とりわけ裁判官人事を、裁判官の自治的組織に委ねたり、あるいは公募制にして透明にする必要がある。任地、昇給、ポスト等が、どこで何を根拠に決められているかわからない世界では、目立たず無難にと考えて自己規制する裁判官が多くなってしまふ。現在、法律上の建前は、各裁判所にかれている裁判官会議が司法行政の主体となっているとされているが、実際にはその権限は司法官僚に委譲・集中されており、裁判官会議は形骸化している。この裁判官会議を活性化し、その権限を拡大強化し、名実ともに司法行政の主体とすることが何よりも必要である。

②検察の民主化

検察の活動に対して一般国民による民主的コントロールを加えるため、検察審査会に、不起訴の当否だけでなく、起訴の当否をも審査する起訴審査権限を付与すべきであると考え。また、裁判所の民主化と同様に、検察官にも、法令や良心によってのみ活動ができるように独立性を保障することが必要になってくる。そのために、検察内部の人事などの面においても、民主的コントロールが及ぶ制度を設けなければならない。

③警察の民主化

現在、民間人をも含む委員で構成される国家・地方公安委員会が警察運営にあたっているが、現実には警察庁が実権を全部握っており、その民主的改革が何よりも先決である。

以上のような制度を実際に運用することによって、少なくとも、制度上、及び法規範上は、証拠の援用を規制する要素は全て除くようにし、誤判の発生を防ぐようにすべきである。

2.現実的な問題として誤判を捉え、解決していくには

裁判官の個性が誤判につながらないという保証はない。証拠の証明力は、裁判官の自由な判断に委ねられている。裁判官の能力や職業的惰性によるところもある。職業的惰性という点では、例えば、裁判で、いったん第一審で有罪の判決が出てしまうと、第二審の裁判官は、「第一審の裁判官はまさかまちがえないだろう」と思い込んで裁判に当たるから、なかなか第一審の判決の誤りを見抜けないのである。それに、一度出た判決をひっくり返したら、裁判所の権威が揺らいでしまうから、それは裁判所としてはなるべく避けたいのである。裁判官は、職業的惰性をはなれて、もっと人権感覚・市民感覚を旺盛にすべきである。司法制度の存立といったような自らの組織を守るための人命軽視を止めてもらいたいということである。そうするためには、死刑制度を是非とも廃止しなくてはならない。死刑制度のある限り、無実の人が合法的に殺される危険は、裁判の宿命として存続し続けるからである。一旦死刑が執行されてしまうと、事実が明るみになることはまずないということも改めて知らなければならない。そして、これを避けるためには、裁判員制度の活用が必要となる。その他職業的惰性という点で、裁判官は、頭の中では犯人を逃がしては大変だという感覚が強いということが挙げられる。また、裁判官のキャリアの積み方や組織としての体質によるところも大きい。今の裁判官の中では、拘留所に拘禁されている被疑者・被告人と、弁護人として遮蔽版越しに話をした経験のある者はほとんどいない。彼らは、人が拘留されて警察官から厳しい取調べを受けたとき、どのような心理状態に陥るものなのか、なぜ嘘の自白をしてしまうのか、等を正確に理解することができない。20歳代の若さで任官し、その後、閉鎖的な官僚機構の中で、多数の事件に追われながら、ひたすら過ごすしかないキャリア裁判官に対し、「社会や人間に対する深い洞察力を備えろ。」などと要求したとしても、彼らがそれを現実に涵養することは容易なことではない。それを改めるには、裁判官に一定期間、弁護士の仕事を経験させる制度を拡大させるのがよいと考える。当事者の立場から見て、裁判官がいかに偉そうで、検察寄りかが実感できれば、裁判官としての判断や行動にいい影響があるのではないかと考える。かつて、裁判官が憲法擁護を標榜する研究団体に加入したり、市民が主催している集会に参加したりしたとき、場合によっては、「再任拒否」とか「懲戒処分」になったような事例すらあった。裁判官が市民と交わって自己の見識を広め、ひたすら自己研鑽を積むことは、現実には決して簡単なことではないのである。また、わが国では、無罪判決に対して検察官が控訴・上告することができ、上訴審判決が破棄されることを懸

念して、裁判官が、「疑わしきは被告人の利益に」との刑事裁判の鉄則を守り切れていない。逆に、この鉄則をきちんと実践する裁判官よりも、形式的証拠が揃いさえすれば、強気に有罪判決に踏み切る判事の方が、むしろ裁判所内部では「主流」を歩んでいる現実さえもある。このような市民常識に反した官僚司法の弊害を変革することが、焦眉の課題であろう。ここまで裁判官に焦点を当てて述べてきたが、もちろん誤判の発生原因は裁判官だけではなく、検察官と弁護人の能力や、人間性によるところも大きいことを最後に付け加えておく。

その他、マスコミの硬直的な報道が、誤判を喚起しているという点がある。裁判に関する報道はされているが、その方向性がいまひとつえん罪をなくすという方向に動くだけの力を持っていないのではないか。報道するほうもおっかなびっくりやっているのかも知れない。警察とか裁判所に不利なことを書いてクレームがきたら面倒くさいからである。だったら、事勿れ主義的に無難に「一応、報道しました」程度の記事でいいやっということになるのであろう。

以上、制度上、法規範上、及び現実的な問題として誤判を捉え、その解決方法等について取り上げたが、ただそれを実行し、誤判の発生率を限りなくゼロに近くしても、誤判は人間が裁判を行う限り現実的に避けられないものである。どんなに慎重に裁判を進めても、三審制のもとでは誤判の可能性を消し去ることはできないのである。⁹誤判の場合、生命を失えば取り返しがつかない。財産や自由や時間を失うことに比べて、命を失うことはそれ以上に取り返しがつかない。全部同じだというなら、殺人を特別に重く罰する理由がないことになる。死刑以外の裁判でも誤判はありうるが、冤罪で刑務所で生涯を絶望のもとに終えるのは、死刑と同様の全くの挽回不可能刑であると論じることはできない。なぜなら、長期間の懲役によって、失った人生は、金銭的な賠償を受けた場合には全面的に取り返しがつかなくなるのではなく、部分的に取り返しがつかなくなると論じることができるからである。誤判が起こりうる限りにおいては、死刑は廃止すべきである。

IV 終わりに

法的な観点だけでなく、思想、信条、あるいは宗教等様々なファクターが複雑に絡み合っているのが死刑存廃問題であり、どのファクターを重視しても一般的な、あるいは共通的な理論や原則はいかなる場合も成り立たないので、最大公約数的な理論や原則を打ち立てるべきであることに私たちは注意しなくてはならない。全体を通じて死刑存置の理由よりも死刑廃止の理由が多く、また論理的に優れていて、納得性、及び説得性の点において

⁹ 三原・前掲注(1)190頁以下

も優れていれば、前述の死刑廃止の背景・理由からも最大公約数的に考えて死刑廃止を早急に実現すべきである。

死刑廃止を早急に実現するためには、廃止する必要がいかにあるかを論理的に、または感情的に一人でも多くの人に訴えられるかがポイントとなってくる。感情的にも訴えらるとなると、適切に判断することができなくなったり、あるいは他人に流されやすくなったりし、またそれぞれの人々の考えは激しく変わり、公正公平に自分の考えをまとめられなくなり、かなり危険な状態になる。しかしながら、人々に対してそのようなショック療法を用いたとしても、その後冷静に考えた上で、死刑存置から死刑廃止に考えが変わったなら、それは本望である。いったんショックを与えて、頭の中を真っ白にして、素の自分になって、それでも死刑存置ならそれはそれで構わない。そのくらいの覚悟で今回死刑廃止を主張するに至ったのは、誤判によって誤って死刑を執行され、人生を台なしにされる人を一日も早くなくすためである。人間の行う裁判において、誤判の可能性がある限りにおいては、死刑はいったん処刑されると回復が全く不可能な挽回不可能刑であることから、即刻廃止すべきである。1989年12月に『死刑廃止条約』が国連において採択され、更に世界で139の国において死刑が廃止、あるいは執行停止¹⁰（2009年末現在）されており、世界的には死刑廃止に向けた取り組みが活発に行われている。日本においても2003年に、死刑廃止を推進する議員連盟が、『終身刑及び死刑制度調査会設置等に関する法律案』を公表するに至った¹¹。このように、死刑廃止に向けた動きは大きなうねりとなって現れてきており、あとは一人でも多くの人を説得して、支持を取り付けられるかが最も大切なポイントとなっている。多くの国民の支持を得られれば、死刑廃止が実現するのは確実である。

【参考文献】

菊田幸一『Q&A 死刑問題の基礎知識』（明石書店、2004年）

三原憲三『死刑存廃論の系譜』（成文堂、第六版、2008年）

団藤重光『死刑廃止論』（有斐閣、第六版、2000年）

正木亮『刑事政策汎論』（有斐閣、1968年）

斎藤静敬『新版 死刑再考論』（成文堂、1980年）

加藤久雄『ボーダーレス時代の刑事政策』（有斐閣、1995年）

花井卓蔵『刑法俗論』（博文社、1922年）

市川秀雄『刑法における市民法思想と社会法思想』（評論社、1963年）

辻本衣佐「死刑廃止に向けた国際的動向」『日本のイノセンス・プロジェクトをめざして 年報・死刑廃止 2010』（インパクト出版会、2010年）

¹⁰ 辻本衣佐「死刑廃止に向けた国際的動向」『日本のイノセンス・プロジェクトをめざして 年報・死刑廃止 2010』176頁（インパクト出版会、2010年）。

¹¹ 菊田幸一「Q&A 死刑問題の基礎知識」87 - 89頁（明石書店、2004年）。

篠田博之『ドキュメント死刑囚』（筑摩書房、2008年）

柳沢智子『被害者のための刑事裁判ガイド』（リベルタ出版、2010年）

順不同